平成２４年（フ）第７４号
群馬県桐生市東１丁目９番８―57号、申立時の住所群馬県桐生市東４丁目７番27号　長利マンション304
債務者　倉野麻衣子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５５５号
埼玉県朝霞市三原１丁目31番10号　フジコーポ102、旧住所埼玉県朝霞市東弁財２丁目14番28号　朝霞台ハイツ201
債務者　篠崎　　功
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５６号
埼玉県朝霞市三原１丁目31番10号　フジコーポ102、旧住所埼玉県朝霞市東弁財２丁目14番28号　朝霞台ハイツ201
債務者　篠崎　栄子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７３号
さいたま市南区白幡５丁目３番26号312
債務者　奥墨実土利
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７６号
さいたま市大宮区宮町４丁目17番地１　ヴェルステージ大宮106
債務者　野村　陽子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０９号
埼玉県北本市栄７番地　２―22―508
債務者　都筑　信孝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７１号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区17棟103号、旧住所埼玉県久喜市菖蒲町台2486番地２
債務者　遠藤　康夫
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
長野県下伊那郡喬木村12760番地16
債務者　及川　久美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９６号
岐阜県加茂郡七宗町神渕13497番地１、住民票上の住所岐阜県加茂郡七宗町神渕13416番地２
債務者　渡邉　　実
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１５２号
鳥取県鳥取市吉成637番地　コーポヨネザワ201号、旧住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目５番３号　西吉成ハイツ210号
債務者　中地てつや
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住４―26号
債務者　西田　千恵
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
愛媛県今治市東村１丁目５番44号　ベルメゾン・イースト105号、前住所愛媛県今治市大新田町３丁目５番47号、前々住所愛媛県今治市馬越町１丁目２番23号、前々々住所愛媛県今治市馬越町３丁目１番51号
債務者　杉田　直紀（旧姓藤原・木村）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第９６号
愛媛県宇和島市遊子4924番地１
債務者　福島　繁昭
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０２号
愛媛県南宇和郡愛南町久良2489番地
債務者　本多　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４８９号
大分市都町３丁目２番４号　ニュー井上ビル302
債務者　三代　敏継
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９５号
大分県宇佐市大字江須賀1421番地の１
債務者　本田　孝江
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係